

整理番号	⑩	項目名	要求書記載頁
		最終候補地評価における相対評価の妥当性	P. 5
要求書記載内容		<p>最終評価を点数（絶対評価）ではなく相対評価としたのはなぜか。最終候補地が2地区なので比較対照で評価したということですが、上述の内容を勘案して点数化した場合、第7回選定委員会で審議された「対外的な説明が難しい」程度の差にしかならないと考えます。</p>	
補足説明		<ul style="list-style-type: none"> <li>・最終候補地評価における評価基準が公表されていない。</li> <li>・最終候補地は、「最終候補地評価」のみで判断するのではなく、<u>一次評価点、二次評価点と最終候補地評価を点数化した最終候補地評価点</u>のトータルで判断すべきだと考える。</li> <li>・最終評価の評価基準、評価方法の決定過程が不透明。選定委員会の選定過程をチェックする機関が無く、ブラックボックスの中で選定が行われていると考える（選定過程の透明性が確保されていない）。</li> <li>・「ごみ処理施設等調査特別委員会」が下記の日程で開催されているが、特別委員会の役割は何か、また選定委員会に対し何らかの権限を行使できるのか。 「委員会開催日」 令和4年1月28日、5月12日、8月31日、10月24日、 令和5年1月30日、11月10日</li> <li>・意見調整委員会には最終評価項目に防災性（原発事故、洪水浸水、液状化等）を加え、彦名町民に限らず構成市町村の誰でもが納得する常識的な点数配分で評価ができるよう意見調整されることを望みます。 また、評価点が「僅差」になることが十分に予想されますので、要求書にも書いているように最終評価を行う前に「僅差」の基準と「僅差になった場合は何を持って最終判断するのか」を明確に決めておくよう意見調整されることを望みます。</li> </ul>	